

湯河原町ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安全運転及び犯罪抑止効果が期待されるドライブレコーダーを設置した者に対し、ドライブレコーダー設置促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、安心・安全なまちづくりに向けて、ドライブレコーダーの普及を促進し、もって町民の安全運転意識の向上及び交通事故の減少並びに犯罪の抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー 自動車に搭載して走行中又は停車中の状況を映像で記録する装置（スマートフォン等を活用したものを除く。）をいう。
- (2) 記録データ ドライブレコーダーにより記録された映像及び音声（電磁的記録媒体に記録した情報を含む。）をいう。
- (3) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（二輪自動車を除く。）をいう。
- (4) 事業用車両 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する事業用自動車をいう。
- (5) リース車両 リース契約により一定期間借受けた自動車をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、湯河原町に住所を有し、かつ、新たにドライブレコーダーを購入し、及び設置した自動車（事業用車両及び販売目的の車両を除く。）の自動車検査証に記載された者（自動車を新たに購入又はリースしようとする者は自動車検査証に記載される予定の者）で、次の要件を満たす者とする。

- (1) 個人又は法人若しくはその代表者若しくはその役員が町税等（湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例（平成20年湯河原町条例第1号）別表第1に掲げる歳入をいう。）を滞納していないこと。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でなく、かつ、個人又は法人の代表者若しくは役員が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3に規定する安全運転管理者及び副安全運転管理者の届出義務がある事業所等にあつては、届出をしていること。
- (4) 交通事故原因の究明、犯罪被疑者の検挙等警察の捜査に資する必要がある場合は、記録データを提供し、警察の捜査に協力する旨の同意ができること及び捜査協力依頼に使用する電子メールアドレス等の連絡先を提供することができること。

2 ドライブレコーダーは、設置後、3年以上使用するものとする。

(補助対象ドライブレコーダー)

第4条 補助金の交付の対象となるドライブレコーダーは、次の要件を満たすものとする。

- (1) エンジンをかけると自動的に録画を開始する常時録画機能を有すること。
- (2) 有効画素数が200万画素以上の常時録画で4時間以上記録（記録時間には、メモリーカード等の保存時間を含む。）できること。
- (3) 記録データの再生がパソコンでできること。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、ドライブレコーダーを新たに購入し、及び設置した自動車ごとに、ドライブレコーダーの設置に必要な購入費及び取付費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1とし、限度額を10,000円とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ドライブレコーダーを購入する前に湯河原町ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 納税等状況調査に係る課税台帳等閲覧承諾書（様式第2号）
- (3) 暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書（様式第3号）
- (4) 安全運転管理者及び副安全運転管理者の届出義務がある事業所等にあつては、安全運転管理者証及び副安全運転管理者証の写し
- (5) 警察の捜査に協力する旨の同意書（様式第4号）
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 ドライブレコーダーを設置する車両を新たに購入し、又はリースしようとする者で、ドライブレコーダーを設置する場合は、前項第1号に規定する書類は、自動車売買契約書又はリース契約書の写しに代えることができる。

（交付の決定及び通知）

第8条 町長は、前条の申請があつたときは、速やかに申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、湯河原町ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付・却下決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、申請者に条件を付することができる。

（変更又は中止の届出等）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）が、ドライブレコーダー設置の内容を変更し、又は中止しようとするときは、湯河原町ドライブレコーダー設置促進事業補助金設置内容変更・中止届出書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに届出の内容を審査し、変更又は中止の承認の可否を決定し、湯河原町ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付変更・中止決定通知書（様式第7号）により、交付対象者に

通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付対象者は、ドライブレコーダーの設置が完了した場合、速やかに湯河原町ドライブレコーダー設置促進事業補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) ドライブレコーダーの購入費及び取付費が確認できる領収書の写し
- (2) ドライブレコーダーの機能が確認できるものの写し
- (3) ドライブレコーダー設置完了後の状況写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 第7条第2項の規定により、交付申請書に自動車検査証の写しを添付していない場合は、前項に掲げる書類のほかに自動車検査証の写しを添付するものとする。

(補助金の額の決定)

第11条 町長は、前条の報告があったときは、速やかに審査を行い、適当と認められたときは、補助金の額を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の額を決定したときは、湯河原町ドライブレコーダー設置促進事業補助金額決定通知書(様式第9号)により、交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条に規定する通知書を受けた交付対象者は、湯河原町ドライブレコーダー設置促進事業補助金請求書(様式第10号)により、速やかに町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、速やかに当該交付対象者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、湯河原町ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該交付対象者から当該補助金に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、この告示の施行の日から起算して5年を経過した日に、その効力を失う。